

一関市有機肥料センター条例の一部を改正する条例の制定について

一関市有機肥料センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年8月27日提出

一関市長 勝 部 修

一関市有機肥料センター条例の一部を改正する条例

一関市有機肥料センター条例（平成17年一関市条例第149号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定管理者による管理) 第3条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。	(指定管理者による管理) 第3条 市長は、第1条に規定する目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理を行わせることができる。
(利用時間) 第5条 センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めたときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。	(利用時間) 第5条 センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長（指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者。第6条第1項及び第7条、第10条の規定において同じ。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。 2 指定管理者は、前項ただし書の規定によりセンターの利用時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
(定期休日)	(定期休日)

第6条 センターの定期休日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開所し、又は休所することができる。

- (1) 毎週日曜日
- (2) 每年12月31日から翌年の1月3日まで

#### (利用の許可)

第7条 センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、前項の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を拒むことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) その他センターの管理上適当でないと認めるとき。

3 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

#### (利用料金)

第8条 センターの利用者は、指定管理者にその利用にかかる料金  
(以下「利用料金」という。)

第6条 センターの定期休日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に開所し、又は休所することができる。

- (1) 毎週日曜日
- (2) 每年12月31日から翌年の1月3日まで

2 指定管理者は、前項ただし書の規定により臨時に開所し、又は休所する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

#### (利用の許可)

第7条 センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、前項の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を拒むことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。

(3) その他センターの管理上適当でないと認めるとき。

3 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

#### (使用料)

第8条 センターの利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

#### (利用料金)

第9条 前条の規定にかかわらず、指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、利用者は、指定管理者にその利用に係る料金(以下「利用

\_\_\_\_\_を納付しなければならない。

2 センターの利用料金\_\_\_\_は、別表に定める金額を限度額として  
\_\_\_\_\_指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者  
は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければなら  
ない。

3 [略]

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、必要\_\_\_\_\_があると認める場合は、あら  
かじめ市長の承認を得て利用料金\_\_\_\_\_を減額  
し、又は免除することができる。

第10条・第11条 [略]

別表（第8条関係）

施設名	利用内容	種類	利用料金の限度額（1トン当たり）
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の一関市有機肥料センター条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。